

知財紛争処理タスクフォース 議事要旨(第1回)

【日 時】平成27年2月20日(金) 10:00~12:00

【場 所】中央合同庁舎4号館12階1214特別会議室

【出席者】相澤座長、荒井委員、飯村委員、奥山委員、上柳委員、杉村委員、高倉委員、長澤委員、宮川委員

【事務局】横尾局長、増田次長、作花次長、田川参事官、北村参事官

【関係府省】法務省、特許庁

【オブザーバー】最高裁判所

タスクフォースの運営を定め、事務局から「知財紛争処理に関する有識者の発言まとめ(資料3)」等について説明した後、飯村委員及び高倉委員よりそれぞれ資料5及び資料6に沿って説明がなされた。その後、委員等の中で意見交換を実施。主な意見は以下のとおり。

- 諸国と比べ日本では相対的に訴訟が少ない。使われないということには、制度とユーザーとの間にギャップがあるのではないか。
- 米国では、ITCも含めて、効果的に侵害を抑えることが実現できている。
- 特許権は「無効になることが多い」という印象が世間では非常に強い。最近改善されているかもしれないが、3割でもあるのは問題である。特許でしっかり守れないと特許権を使ったオープン&クローズ戦略の絵が描けず、経営者が特許に依存した経営をしようという意識にならない。イノベーション促進と同時に、企業が特許に依存した経営戦略を立てていく上で、特許の安定性は非常に重要である。
- 特許制度が産業の発展に寄与するためには、産業の成熟度合・競争力・海外の状況を加味しながら進歩性のハードルの高さ等を常時微調整することが大事なポイントであり、司法ではなく行政がリーダーシップをとりながら、適切に迅速に舵取りすべき課題である。
- 強い権利行使ができるようにすべきであるが、技術レベルの低い発明に特許権を与えるべきではない。
- パテントトロール問題を心配するあまり、何も対処しないというのは違うのではないか。
- 裁判所は侵害論を、特許庁は有効無効論を中心に審理するようにすべである。このため、特許法104条の3を廃止するか、「明らか」無効に限定するか、特許の有効性推定規定を導入すべきである。
- 無効な特許権による権利行使は避けるべきであるから、特許法第104条の3の廃止には反対である。
- 進歩性のレベルを下げたり、有効性の推定規定を導入したりしても、全体のバラ

ンスがすぐに崩れることにはならず、公平との評価が高い裁判所でバランスを取ってもらえるのではないか。

- 事業の方向性に沿いつつ、無効理由が回避できる強い権利が得られるように、訂正・補正制度を根本的に見直すべきである。
- 日本の損害賠償額は低すぎる。賠償額が訴訟費用に見合ったものでければ、裁判をおこす意味がないということになる。勝訴判決でも損害賠償額が弁護士費用より少ないと想定される判決もあり、勝訴率は、もっと低いととらえられる。中小企業は、訴訟をおこしても、ほとんど勝てないという認識がある。損害賠償に関する改正をしなければならない。
- 寄与率の立証責任を被疑侵害者に負担させれば、権利者に有利に働き、損害賠償額が上がるのではないか。
- 証拠収集手続については、ドイツのように、裁判所が命令して独立した専門官が査察するという証拠保全制度も検討すべきである。また、特許法第102条（損害の額の推定等）、第105条（書類の提出等）の積極的かつ柔軟な運用も検討すべきである。
- より良い知財制度を提言するためには、きちんとしたファクトデータで議論すべき。数字は独り歩きする。また、同じ数字でも人により見解が異なることにも留意すべき。

最後に、横尾局長から、制度のバランス点をどこに持っていくかが重要、とのコメントがなされた。

以 上

知財紛争処理タスクフォース 議事要旨(第2回)

【日 時】平成27年3月30日(月) 15:00～17:00

【場 所】中央合同庁舎4号館12階1214特別会議室

【出席者】相澤座長、荒井委員、飯村委員、大野委員、奥山委員、上柳委員、杉村委員、高倉委員、長澤委員、宮川委員、加藤参考人

【事務局】横尾局長、増田次長、田川参事官、北村参事官

【関係府省】法務省、特許庁

【オブザーバー】最高裁判所

事務局より「知財紛争処理の改善に向けた論点」について説明した後、訴訟手続の在り方について大野委員によるプレゼン及び意見交換、損害賠償額について加藤参考人によるプレゼン及び意見交換、差止請求権及びその他について意見交換をそれぞれ実施。主な意見は以下のとおり。

<訴訟手続の在り方>

- 機密漏えいのおそれを考慮すると、例え裁判所の心証が悪くならうとも提出できない技術上の重要な営業秘密がある。このような点に配慮しつつ、しかし証拠提出を排除すると訴訟がうやむやになる可能性があるので、攻めと守りのバランスがとれた制度としていただきたい。
- 日本の裁判において「営業秘密だから」と言っていれば済むこと、隠し通せることはやはり問題ではないか。侵害しているか否かという論点に早く行きつくような仕組みにしていかないと、権利の保護という事が難しくなるのではないかと思う。
- より証拠開示が図られれば良いと考えるが、米国のディスカバリーは金が掛かる世界でもかなり特殊な制度である。各国で運用されているディスクロージャー制度を見習う方が良いのではないか。
- ディスカバリーのように全て出させるという制度を入れると、中小企業に過剰な負担となるため、その点考慮する必要がある。強行規定とするより裁量規定のままにして裁判所の柔軟な活用に期待した方が、中小企業にとって良いのではないか。
- 特許法第104条の2については、単なる主張義務ではなく、証拠提出責任を課してはどうか。
- 特許法第104条の2については、営業秘密(不正競争防止法)の改正でも措置されているように、明示しないときは侵害行為を推定する規定にするのも可能ではないかと考える。

- ドイツなどと同様に査察制度を導入すれば中小企業も証拠を入手し易くなるのではないか。
- 裁判官が鑑定人を選んで任せるドイツの査察制度について、鑑定人も玉石混交であるため、基本的には良い制度とは思っていない。当事者が全部情報を開示し、それで争うということが裁判制度としては公平なのではないか。
- 特許法第105条の4（秘密保持命令）において刑事罰が必要なのか疑問である。ビジネスでの訴訟において、違反したらいきなり刑事罰になってしまうのは妥当とは思えない。この点の手当がなされれば、第105条の4の秘密保持命令が出しやすくなり、現在のいくつかの問題も解決・軽減できるのではないだろうか。
- 平成10年、11年の議論を思い起こすと、結果としては法律改正が十分ではなく、その後の運用も不十分だったということではないか。今回の議論でもう一度方向をしっかりと示して、法律を改正し、裁判所の訴訟指揮、運用をしっかりとやるということを示していくことが大事だと思う。

<損害賠償額>

- これまでは、産業界は高額賠償を求めているのではないかと裁判官が考えた上で、一方が大きく勝つ賠償金を認めないというブレーキがかかっていたのではないか。もっと高額で然るべきというのが産業界の総意であれば、裁判所の考えも変わってくる。
- 今まで護送船団方式でやってきた知財担当者としては、高額でない方が良かったかもしれないが、これからはフロントランナーを目指すべきであるし、それならば損害賠償額はかなり高額でなければいけない。経営レベルの意識を変えるためにも損害賠償額は高い方が、日本全体が良い方向に向かうのではないか。
- 訴訟における損害賠償額の認定と業界の相場とは個別の事件ごとで多少違いが出る。判決が増えれば自ずと相場は醸成されるのではないか。
- 損害賠償の額だけを比較してその高低について議論するのではなく、当事者の主張・立証など個別事件の事情に基づき判断すべきである。
- 損害賠償額の計算方法について日米でびっくりするような違いは出なかったと思う。違いがあるとすれば三倍賠償である。
- FRAND宣言した特許権の事例と、その他の特許権の事例における損害賠償は区別して議論すべき。
- 日本の弁護士費用は決して安くなく、何千万～何億円の弁護士費用がかかる。標準必須特許の損害賠償金が1000万円程度では、1件、2件の標準必須特許を持っていても訴訟は起こせない。
- 世界の訴訟制度を見ると、敗訴者が弁護士費用を含む裁判費用を負担する制度がある。同制度の導入を検討するのもあり得ると考える。

- 特許法第102条2項について、侵害者側が得ている利益というのを、何をもって利益とするのかという問題もある。もし限界利益という形で認められれば結構な金額になるのではないか。
- 損害賠償認定の根拠として特許法第102条第2項が約半分も適用されていることに驚いている。平成10年改正前までは、認定のハードルが高く、件数もほぼない、という状況であったため、現行の第102条第1項が新設された。第102条第2項が改正されていないにもかかわらず、最近では半分近く適用されているということは、意義があるのではないか。
- 特許法第102条第3項について、損害額算出に参考となるロイヤリティのデータベースの整備については、実際には双方の支払いがあまりないようにロイヤリティを決めている実態があるのではないか。それではいくらデータを集めてもロイヤリティは低い。
- ロイヤリティのデータベースの整備については既存の資料で足りると考える。むしろ、損害賠償額認定の根拠要素について判例を分析し、それを中心とした客観的資料を作成すれば中小企業にとっても便利であり、役立つのではないか。
- 完璧に役に立つロイヤリティのデータベースというのはいり得ないが、それなりに実態を反映したものができれば、裁判所の理解を得やすくなるのではないか。
- 寄与率は大きな問題であり、特許法第102条第1項～第3項に共通して侵害者に立証責任を負担させる規定を設けると良いのではないか。ただ規定を設けるだけでは足りないと考えるので、非寄与率の算定要素となる考慮要素を例示する規定を設けてはどうか。
- 寄与率は、米国の訴訟でも何らかの形で調整の数値は出てくるので、何らかの形で入れざるを得ない。しかし、その算定方法が、諸外国の企業からすると説得性に疑問があるということが問題である。
- 一般的な損害賠償額の算定は、民法の原則を超えない範囲で特許法第102条第1項、第2項が設けられている。究極的な立証命題は、実際に侵害が起きた場合、もし侵害が無かったとしたら権利者がどれだけ利益をえられたか、という問いかけ。後段は、非現実の立証となるため100%を認める理屈が立てにくく、どうしても低くなる。
- 日本の問題点は、逸失利益という民法の原則を特許法でどれだけ離れられるか、ということに帰着している。そこを変えない限りは、手間ひまかけて訴訟をしても、交渉をした場合と同じ金額の賠償額となり、おかしいままになる。

<差止請求権、その他>

- アップル対サムスン事件の大合議判決では、FRAND宣言されていれば差止請求は権利の濫用になり認められないと判断されたが、FRAND宣言されていな

い特許はどうなるのか。差止請求権については、継続的に議論すべきである。

- 差止めについては、日本では濫用と認められない限り認容される一方で、米国では救済措置として例外的に認められているなど、米国と日本の制度や法体系に違いがある。
- 仮処分がなかなか認められないとよく言われている。最後に判決が出るときに一緒に差止めが認められても、その時には既にマーケットには流通していないとか、差止めの効果が少ないと言う方がいる。

以 上

知財紛争処理タスクフォース 議事要旨(第3回)

- 【日 時】平成27年4月3日(金) 15:00～17:00
【場 所】中央合同庁舎8号館4階416会議室
【出席者】相澤座長、荒井委員、飯村委員、大野委員、奥山委員、上柳委員、
杉村委員、高倉委員、長澤委員、宮川委員、川俣参考人、田邊参考人
【政 務】平副大臣、松本政務官
【事務局】横尾局長、増田次長、田川参事官、北村参事官
【関係府省】法務省、特許庁
【オブザーバー】最高裁判所

事務局より「知財紛争処理の改善に向けた論点」について説明した後、「権利の実現、安定性」について、知的財産研究所、最高裁判所、法務所によるプレゼン及び意見交換、「情報公開・海外発信、地方における知財司法アクセス」について田邊参考人によるプレゼン及び意見交換をそれぞれ実施。主な意見は以下のとおり。

<権利の実現、安定性>

- 各国の数値を用いて検討する場合は、制度の違いに理解を及ぼして議論すべきである。他方、数値データを比較することによって、数値の差異が何に起因するのか、制度の違いはどこにあるのか、という点が明らかになる。互いの制度の良し悪しを分析し、自国の制度の改良につなげる、というアプローチも有用である。
- 他国では議論になっていないという事実は、政策論・立法論において検討する際に考慮すべき事項ではあるが、他国で議論していないということを過度に意識してしまうと、現状維持による弊害が起こる可能性がある。特に、知的財産法制のようなイノベーション、産業政策に関わる施策については、5年先、10年先にも現状で良いのかを他国に先駆けて議論し、行き過ぎや不足については、改めて点検していくといった、ダイナミックで臨機応変なアプローチも必要である。
- アメリカのメディエーションは、日本での裁判官の指導による和解にかなり近いのではないかと印象を受けている。アメリカにおいて権利者側がどれだけ満足しているかは、この和解の部分を考えて判断しないといけないと思う。
- 和解で43%が権利の実現が図られたとあるが、和解金額は5千万円以下でほとんど弁護士費用も出ない。これで「権利の実現が図られた」と言うのは無理なのではないかと思う。
- イノベーションの観点から、無効の抗弁は今ままで良いのか、司法と行政の役割分担はどうすべきか、ということを積極的に議論すべきである。
- 104条の3は産業政策的には間違いだったのではないか。キルビー判決を受け

て104条の3を導入したことは理解できるが、当時から状況は完全に変化しているし、予期せぬ結果がおそらく生じてしまい、誤ったメッセージとなって広がったと感じている。このため、104条の3を何らかの形で手直しするか廃止すべきである。

- 審査の過誤はあり得ると考えるので、侵害訴訟の場で無効の主張ができないのは疑問である。訴訟の現場では、信じられないくらい広いクレームの権利もある。有効性推定規定があれば権利者は良いかもしれないが、被疑侵害者はつらい。バランスは考慮すべき。たまたま審査官が間違っただけなら、権利者が有利になる制度が良いか否かは慎重に議論すべきである。
- 外国との比較でいえば、フォーラムショッピングをする場合、(無効の抗弁がない) ドイツを選択する傾向があるようだが、欧州統一裁判所では無効の抗弁を導入する方向で検討しているはずである。今、日本が逆方向に進むのはいかがなものか。
- 104条の3の無効の抗弁という防御の方法については、被疑侵害者の一つの選択肢として残しておき、いろいろな選択肢の中で戦略を立てていく、法の正義を実現していく、という方向で今後の議論を進めるべきである。
- 企業で発明を生み出す立場から見ると、発明にはみな価値があり、それに対してどの進歩性のレベルをクリアしたものに独占権を与えるかと言うのが判断だと思う。どこから上に独占権を与え、どこから下に独占権を与えないかというレベル感が大切であって、正義の問題という話ではないのではないか。
- 特許要件のレベルの設定について、ある程度数をこなしていかなないと適切なレベル設定は難しいのではないか。その辺が予見性という部分で裁判所は特許庁より少し低いという意見の原因ではないか。行政の責任でアナログ的なハードルの高さを常時モニタリングし微調整する仕組みがあっても良いのではないかと考える。

<情報公開・海外発信、地方における知財司法アクセス>

- 日本政府もIT化を進めており、裁判は公開で行われるという憲法の原則もあるわけであるから、ITを使って情報公開するという事を考えていただく必要がある。
- 誰が原告で誰が被告で裁判が起きたのか、いつ裁判をやるか、和解で終わればその旨をウェブで発表してもらいたい。
- どこまで情報公開するかバランスが大事であり、その点について議論する場があった方がよい。中間書類は見られるが、検索できないので探すのが大変である。弁論準備手続は非公開となっているので、公開されるのは第1回口頭弁論、第2回口頭弁論程度である。
- 以前は裁判所にあるパソコンで自分で調査できたが、今はできなくなった。一方、米国では、訴状が出た瞬間にデータベースに掲載され、全当事者の名前や、和解したかどうかなどの訴訟データが検索可能である。日本の裁判所は是非直してもら

いたい。

- 知財高裁のホームページは詳細に判例を検索できるようになっており、ありがたく思っている。加えて、和解のデータについても掲載してもらえるとありがたい。また、知財分野ごとの割合等のデータも、外国語も含めて発信していただきたい。
- 特許侵害訴訟についての地方の裁判所の管轄権については、弁理士など日本の知財人材は確実に増えているため、地方での知財に対する認識は上がる方向であるから、一気にすべての地裁に管轄権を認めることはできなくても、一歩ずつその方向に向かうのは問題無いし正しいことであると思う。
- 裁判管轄については、柔軟に考え札幌、名古屋、福岡くらいでできるようにお願いしたい。
- 高い専門性の司法サービスの提供のため、専属管轄化したことも重要であり、管轄の集中による専門性の確保と、地域活性化とをどのようにバランスを取るかという問題である。電子訴訟システムの運用を一層進めることにより、バランスを取るのが良いかと考える。
- テレビ会議システムなどの電子訴訟システムは活用されていないので、もう少し広報活動すべきである。
- テレビ会議システムなどの電子訴訟システムについては、実際に使われていないのか、ファシリティの問題なのか、については整理する必要がある。
- 出身地に戻って、知財の仕事をしたいという者もいるが、実際には、東京と大阪にしか、訴訟弁護士としての仕事はない、という話をよく聞く。知財を専門とする若い有為な人材が地方に浸透することが、地方における産学連携、地域のベンチャー支援等、地方創生にとって重要である。
- 日本の知財紛争処理システムは、アジア諸国にとっては、お手本になるシステムであり、日本企業がアジア諸国に進出する中、官民一体となって、日本の知財紛争処理システムをアジア諸国に売り込んでいけば、日本企業がアジア諸国に進出しやすくなる。

以 上